

広島文教女子大学人間福祉学会規約

2002年12月14日制定

2012年2月11日改正

2016年10月1日改正

第1章 総則

第1条（名称） 本会は広島文教女子大学人間福祉学会と称する。

第2条（事務局） 本会の事務局は、広島市安佐北区可部東1丁目2-1 広島文教女子大学におく。

第2章 目的及び事業

第3条（目的） 本会は、本学人間福祉学科の教員・在学生・卒業生の相互研鑽を図り、あわせて本学人間福祉学科の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究大会の開催 毎年1回大会を開催する。ただし必要に応じて臨時大会を開くことがある。
2. 会員の研究の奨励。
3. 必要に応じ、地方部会及び専門部会をおくことができる。
4. 他の諸学会等との連携及び報告。
5. 本学教員・卒業生及び在学生との交流並びに本学教育計画への協力。
6. 機関誌その他の刊行物の発行。電子ジャーナルとする。
7. その他の本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条（会員の資格） 本学人間福祉学科の教員・卒業生・在校生・実習施設関係者等で入会を希望する者は、本会の会員となることができる。ただし、他学科卒業生で本学会に入会を希望する者は、運営委員会の承認により会員となることができる。

2 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は、運営委員会の推薦により総会の議決で決定する。

第6条（入会） 会員になろうとする者は、運営委員会に入会金（1,000円）を添えて申し込まなければならない。ただし、本学在校生で会員になろうとする

者の入会金は免除する。

第7条（会費） 会費は、総会で定めるところにより会費（年額、一般2,000円、学生1,000円）を納めなければならない。既納の入会金及び会費は返済しない。

第8条（退会） 会員は、いつでも運営委員会に通告して退会することができる。会費を3年以上滞納したものは、運営委員会において退会したものとみなすことができる。

第4章 機 関

第9条（役員） 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 運営委員 若干名
4. 会 計 1名
5. 機関誌編集委員 若干名
6. 監 事 2名

第10条（役員を選任） 役員は、総会において、会員のなかから選任する。

第11条（任期） 役員は任期は2年とする。役員は再選することができる。補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

第12条（会長） 会長は本会を代表する。会長に故障がある場合には、その指名した他の運営委員が職務を代表する。

（会長は、人間福祉学科長をもってあてる。）

第13条（副会長） 副会長は、会長の職務を補佐する。

第14条（運営委員会） 運営委員会は、会長、副会長、運営委員及び会計をもって組織し、会務を執行する。

第15条（編集委員会） 編集委員会は、学会機関誌『人間福祉研究』の編集・公刊にかかわる職務をおこなう。

第16条（監事） 監事は、会計及び会務執行状況を監査する。

第17条（事務局員） 運営委員会は、事務局員を委嘱し会務の執行を補助させることができる。

第18条（総会） 会長は、毎年1回通常総会を召集しなければならない。会長が必要と認める時、または会員の三分の一以上の請求がある時は、臨時総会を開く。

第19条（議決） 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第5章 会 計

第20条（経費） 本会の経費は、会費、人間福祉学科からの補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第21条（予算及び決算） 本会の予算は、運営委員会の議決を経、総会の承認を得てこれを決定する。会計は、毎年計年度終了後遅滞なく決算報告書をつくり、運営委員会の承認及び監事による会計監査を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。

第22条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 規約の変更及び解散

第23条 本規約を変更し、または本会を解散するには会員の三分の一以上または運営委員会構成員の過半数の提案により、総会出席会員の三分の二以上の同意を得なければならない。

附 則

1. この規約は2002年12月14日より施行する。

附 則

1. この規約は2012年2月11日より施行する。

附 則

1. この規約は2016年10月1日より施行する。

●なお、運営委員会事務局は、広島文教女子大学人間福祉学科におく。

広島市安佐北区可部東1丁目2-1

TEL 082-814-3352 FAX : 082-814-3371 Mail : hukushi@h-bunkyo.ac.jp